

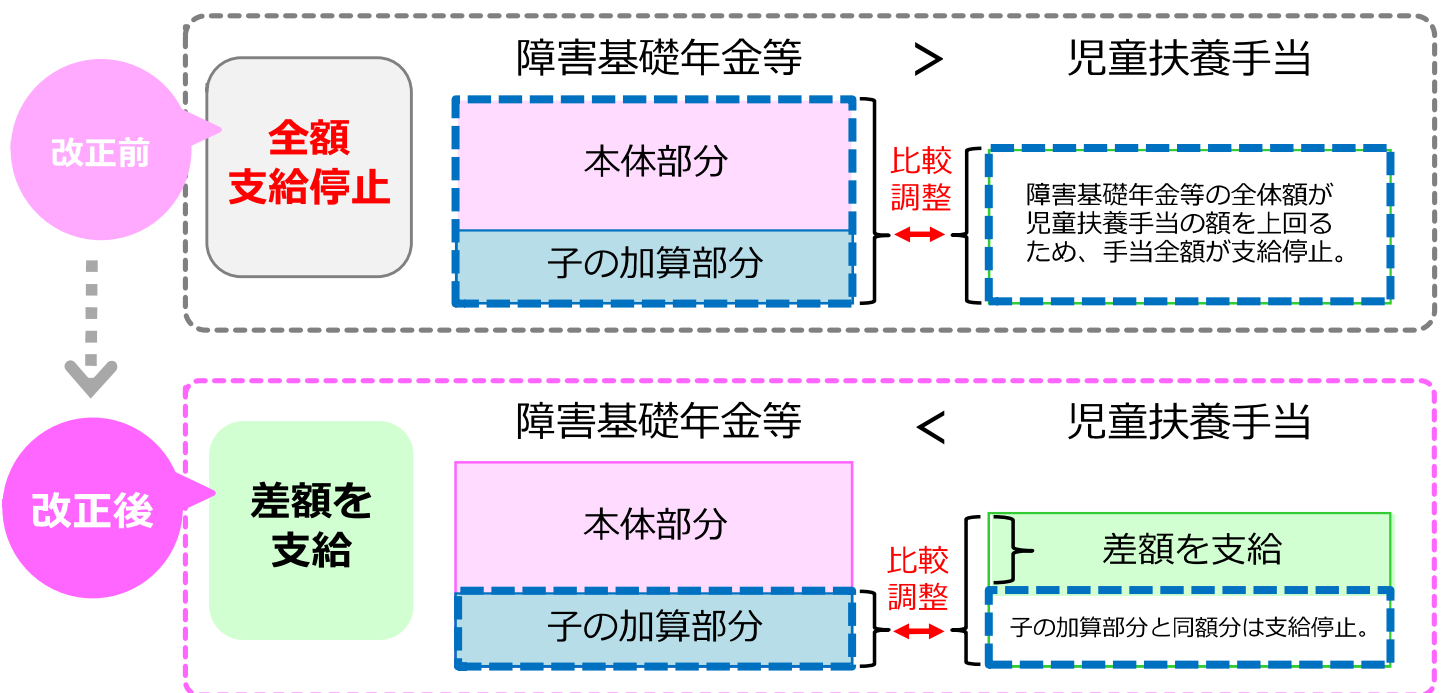
# 障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さま 「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から  
手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

## 1. 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

- ▶ これまで、障害基礎年金等（※1）を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、**児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。**

（※1）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。  
詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



- ▶ なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等は受給していない方）（※2）は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

（※2）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（3級）のみを受給している方。

（お問合せ先） お住まいの区の児童家庭課、地区健康福祉ステーションにお問い合わせください。

川崎区役所児童家庭課 044-201-3219  
田島地区健康福祉ステーション 044-322-1999  
中原区役所児童家庭課 044-744-3197  
宮前区役所児童家庭課 044-856-3258  
麻生区役所児童家庭課 044-965-5158

大師地区健康福祉ステーション 044-271-0150  
幸区役所児童家庭課 044-556-6688  
高津区役所児童家庭課 044-861-3250  
多摩区役所児童家庭課 044-935-3297  
こども未来局家庭支援担当 044-200-2709

## 2. 支給制限に関する所得の算定が変わります

- ▶ 児童扶養手当制度には、受給資格者(母子家庭の母など)と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者(子どもの祖父母など)などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱い(※<sup>3</sup>)があります。

(※<sup>3</sup>) 支給制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

- ▶ 令和3年3月分の手当以降は、**障害基礎年金等を受給している受給資格者**の支給制限に関する「**所得**」に**非課税公的年金給付等**(※<sup>4</sup>)が含まれます。

(※<sup>4</sup>) 障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。